新たな「自殺総合対策大綱」の素案 概要

- ○大綱は概ね5年を目途に見直すこととされており、国では、昨年より大綱見直しに向けた検討に着手(現大綱は平成29年7月に閣議決定)。
- 〇本年4月に「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の報告書公表。報告書では、これまでの取組みを基本に置きつつ、新型コロナウイルス感染症の影響など喫緊の課題への対応も含め、今後更に取り組むべき課題を検討し、14の論点に沿って議論の成果を整理。
- ○8月、新たな「自殺総合対策大綱」の素案が提示されるとともに、パブリックコメントを実施(8/15~28)。9月末ごろに新たな大綱が閣議決定される予定。

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

▶ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立 等促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ▶ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ▶ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ▶ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化 し、その連携・協働を推進する
- 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9. 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年 18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏 13.1(2016)、米 14.9(2019)、独 11.1(2020)、加 11.3(2016)、英 8.4(2019)、伊 6.5(2017))

第6 推進体制等

- 1. 国における推進体制
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し